

第7期第13回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年7月25日(月) 午後3時00分から午後3時17分

2. 開催場所 むかわ町産業会館 第1研修室

3. 出席委員 ○(26名)

4. 欠席委員 △(1名)

1番	小岸元気	○	10番	田代英孝	○	19番	佐田正彦	○
2番	中田賢大	○	11番	小笠原正実	○	20番	森山幸治	○
3番	辻 勉	○	12番	清瀬利一	○	21番	伊藤正人	○
4番	山本好一	○	13番	毛利武	○	22番	貞廣賢治	○
5番	清野 薫	△	14番	鈴木秀子	○	23番	平島道弘	○
6番	梅藤 勝	○	15番	林 利輝	○	24番	青木茂美	○
7番	山谷和彦	○	16番	藤岡健人	○	25番	藤江政利	○
8番	宇南山浩利	○	17番	石崎代里子	○	26番	佐々木保成	○
9番	永田寿明	○	18番	中澤 浩	○	27番	中島勝美	○

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 人事異動の発令に関する件

第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第5 報告第3号 農業者経営移譲年金及び特例付加年金受給者の現況確認の結果に関する件

第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第7 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

第8 議案第3号 現況証明願いの発給に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 東 和博、主査 長谷山 美香

穂別支局－支局長 藤野 真稔、主事 伊藤 貴大

7. 会議の概要

事務局長 | 総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。

会 長 | 【会長挨拶】

議 長 | それでは、総会に入ります。本日の出席委員は26名です。欠席は、5番・

清野委員です。定足数に達しておりますので、ただ今から第7期第13回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、25番・藤江政利委員と26番・佐々木保成委員の両名を指名したいと思いますよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長

それでは、両名に決定をいたしました。

日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告3件、議案3件の合わせて6件です。従って、会期は本日一日にしたいと思っておりますよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長

異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたします。

続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。

続いて、日程第3 報告第1号「人事異動の発令に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 長

報告第1号、人事異動の発令に関する件について、ご報告申し上げます。議案書1ページをお開き願います。

議案に記載のとおり、令和4年7月15日付けで、高木龍一郎前支局長が、町長部局へ異動が命じられています。

また、後任として、同じく令和4年7月15日付けで、藤野真稔参事が、穂別支局長として発令されております。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第1号について、質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長

質疑なしと認め、報告第1号は原案どおり承認することに決定いたします。

続いて、日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査

報告第2号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。

7月につきましては、議案に記載のとおり、7月11日に川西地区委員会を開催しております。川西地区委員会では、利用集積計画の利用権設定1件について審議した結果、適当と判定しております。

以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。

議 長

事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第2号について、質疑はありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、報告第2号は原案どおり承認することに決定いたします。
続いて、日程第5 報告第3号「農業者経営移譲年金及び特例付加年金受給者の現況確認の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主査 報告第3号、農業者経営移譲年金及び特例付加年金受給者の現況確認の結果に関する件について、ご報告申し上げます。

議案書4ページ、5ページをお開き願います。

鶴川地区85名の内、川西地区43名、川東地区42名、穂別地区40名、合計125名の方が経営移譲年金等を受給してございます。

経営移譲年金や特例付加年金の受給者は毎年6月に支給停止事由に該当しない事を確認するため、現況届の提出をしていただいておりますが、全員から提出があり支給停止事由に該当しておらず実態を伴った経営移譲であることを確認しました。

支給停止事由の項目としては、受給者本人が自ら農業を営んでいることなどですが、今後も支給停止事由に該当しないことを皆様の日頃の点検等からお願いをし、何かありましたら、相談や情報提供をお願いいたします。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。
報告第3号について、質疑はありますか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、報告第3号は原案どおり承認することに決定いたします。
続いて、日程第6 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主事 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書7ページをお開き願います。

1番につきましては、譲渡人の要望により、売買するものです。

2番につきましても、譲渡人の要望により、売買するものです。

以上、2件、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

8ページから11ページまで、図面、調査書を添付しておりますのでご確認願います。

以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議・ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに

補足説明をお願いします。

1 3 番 1 番について現地を確認してきましたので、報告します。
1 番は [] が [] に売買する案件です。取得後はキャベツを作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに周辺農地への影響はないものと判断します。

1 番 2 番について現地を確認してきましたので、報告します。
[] が [] に売買する案件です。取得後は、牧草を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑ありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑無しと認め、議案第 1 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 1 号は原案どおり決定いたします。
続いて、日程第 7 議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

主 査 議案第 2 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書 13 ページから、利用権設定 1 件です。

1 番につきましては、設定人の経営規模縮小に伴い、新たに利用権を設定するものです。

この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。

14 ページに図面を添付しておりますので、ご確認願います。

以上で議案第 2 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議・ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

質疑なしと認め、議案第 2 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。
続いて、日程第8 議案第3号「現況証明願いの発給に関する件」を議題と
いたします。事務局の説明を求めます。

主 事 議案第3号、現況証明願いの発給に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書16ページをお開き願います。

1番の申請地は、公簿地目が農地となっており、願出を受けたものです。

現地確認結果として、議案に記載のとおり、山林化しており、農地として利用されておらず、農地法上の農地に相当しないため、農地採草放牧地以外と確認をしております。

17ページに図面を添付しておりますのでご確認願います。

以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議・ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに
補足説明をお願いします。

18 番 現地を確認してきましたので報告します。

申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、相当期間、農地として利用されておらず、非農地化状態となっており、農地法上の農地に相当しないため、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑は
ありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

主 査 ご異議がないようですので、議案第3号は原案どおり決定いたします。
以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。